

国民年金保険料の納付猶予制度 学生納付特例申請が より簡単になりました

学生納付特例制度を利用すると、本人の所得が一定以下の学生は、保険料の納付が猶予されます。

承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けるためには、申請が必要です。

○平成23年2月までに学生納付特例の承認を受けたことのある方

前回までの申請で、あらかじめ届け出た在学予定期間が終了していない方には、日本年金機構から申請書（ハガキ形式）が届きますので、必要事項を記入して、返送してください。

（※学生であることを証明する書類等の添付の必要はありません）

○初めて学生納付特例申請をする方や、平成23年3月以降に、この特例の承認を受けた方

学生であることを証明する書類（学生証または在学証明書等）を持参のうえ、市役所または近くの年金事務所で手続きをしてください。

また、平成23年度は特例制度を利用せずに、保険料の納付を希望される方には納付書を送付しますので、年金事務所にご連絡ください。

詳しくはおたずねください

■問い合わせ 多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀年金事務所 ☎31-4191

70歳～74歳までの国民健康保険加入者に 新しい保険証をお届けします

70歳から74歳までの方（現役並み所得者を除く）の窓口負担は本来2割ですが、平成23年3月31日までは国による自己負担増凍結の措置で1割負担となっています。

今回、さらに平成24年3月31日までその期間が延長されますので、負担の表示を改めた保険証を、3月中旬に簡易書留で郵送します。

新しい保険証の有効期限は、7月31日です。

ただし、7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。有効期限までに、「後期高齢者医療保険」の保険証を送付します。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159

4月1日から受け付けます 福祉タクシー利用券を交付します

重度の心身障害を持つ方に、タクシー利用の助成として福祉タクシー利用券（1枚500円・年間20枚分）を交付します。

・対象者

自動車税等の減免を受けていない
①～③のいずれかに該当する方。

①身体障害者手帳1、2級の所持者

②療育手帳Aの所持者

③精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

・持ってくるもの

障害者手帳、印鑑

受付は4月1日からです。申請する月が遅くなると、交付できる枚数が減りますので、希望する方は早めに申請してください。

■問い合わせ・受付

福祉健康課 高齢・障害者福祉係

☎75-4823



自宅のパソコンから 図書館の本が予約できます

自宅のパソコンから市立図書館のホームページにアクセスして、本の貸出予約ができるようになりました。

ただし、事前に多久市立図書館に来館して利用登録が必要です。未登録の方は住所の確認ができるものをお持ちください。登録時に「多久市立図書館カード」をお渡しします。

利用できる方	図書館利用の登録済みで、多久市立図書館カードを持ち、自宅のパソコンから図書館のホームページにアクセスできる方。
予約できるもの	多久市立図書館の本で貸出中のものに予約ができます。
予約できる数	一人3点まで。 （直接来館して予約した数も含む）
受け取り方法	本の用意ができたら、その日に図書館から2回メールで連絡します。図書館カードを持って来館してください。
置き置き期間	メールで連絡後に1週間取り置きます。 ※期間を過ぎると、自動的に予約が解除されますのでご注意ください。 電話での連絡は行いません。
利用できないケース	・貸出図書が返却が遅れている場合。 ・連絡用メールが不通で、連絡不能の場合。 ・図書館のホームページでトラブルが発生した場合や機器の調整を行っている場合。

■問い合わせ 多久市立図書館 ☎75-2233